第３回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会	
令和元年９月30日	資　料　２

諸外国における公的扶助制度の概要 ②

○　本資料は、最低限度の生活を送るために必要な水準を検討するにあたって、諸外国における公的扶助制度について、特に基準設定の考え方を中心に簡潔にまとめて整理したもの。

○　各国における公的扶助の制度設計は様々であり、各制度の対象者や給付内容、公的扶助以外の社会保障制度の仕組みも異なることから、単純な比較にはなじまないことに留意する必要がある。

「諸外国における低所得者施策の調査・研究」（平成30年度）の概要

調査研究の目的

○　諸外国における低所得者施策を調査、研究することにより、生活保護制度に係る施策を検討する上で、必要な基礎資料を得ることを目的とする。

調査研究の概要

１　調査対象国

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、韓国

２　調査対象とする主な低所得者施策

主に低所得者を対象とする所得保障制度、現金、現物による給付制度であって、衣食・光熱水費等日常生活に要する費用に関する給付、住宅に関する給付、教育に関する給付、医療・介護に関する給付、生業又は就労に関する給付

３　主な調査事項

（１）支給対象者、世帯要件（年齢要件等）
（２）支給要件、受給者の義務、申請等の手続
（３）扶養義務の内容
（４）ミーンズテスト・インカムテスト・所得制限の内容
（５）給付内容
（６）給付水準、日本の生活保護基準との比較（購買力平価換算）
（７）給付基準額設定の考え方、決定方法、定期的な見直しの方法
（８）実施体制（実施機関）、財源（負担割合を含む）
（９）施行状況に係る基礎データ（受給者数、受給額等の推移等）

委託業者

○　ＷＩＰジャパン株式会社

※　本資料は、上記の調査研究報告等に基づき、社会・援護局保護課において概要版として作成したものである。

諸外国における公的扶助制度の概要 ④（スウェーデン・その１）

○ 公的扶助（主なもの）

使途	制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	資産の保有限度	給付水準
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	社会扶助	自らの収入及び資産では生計を維持できない者 ※基本的には18歳～64歳の者が支給対象者となり、高齢者の場合、一時的・臨時的な費用が給付される場合が多い。	世帯収入額が全国標準額又はコミューン(市)が定めた基準額を下回っていること。 ※受給者は原則として公共職業安定所に求職登録して、求職活動の報告を行う義務を負う。	預貯金については、原則として保有が認められていない。 自動車や家屋については売却が前提となるが、コミューンの判断によって、所有が認められる場合がある。 ・自動車：仕事や子供の送り迎えに必要な場合 等 ・家　屋：売却しても余剰金がなく転居できない場合 等	＜全国標準額＞ 単身者（20歳以上） ：月額4,080クローナ(約44,900円・2019年) カップル（20歳以上） ：月額6,670クローナ(約73,400円・同上) ※住居費や電気代は含まれていない。 ※他の社会保障給付は収入として取扱い、世帯の基準額から差し引いた額を支給。
	主な加算	①全国標準額に含まれていないその他の費用：住居費、電気代、通勤交通費等について、各コミューンの裁量により定める給付額を支給。 ※ これらの全国標準の範囲外の費用については、各コミューンの裁量によって合理的と認められる範囲で給付水準が決定される。 ②その他の一時的・臨時的な費用：引っ越し費用や葬儀費用等について、受給者の個別の状況に応じて各コミューンの裁量により支給。			

※ 義務教育に必要な学用品費や医療サービスの費用に対する低所得者向けの公的扶助制度はなく、医療については、ランスティグ(県)が住民税を財源として、一般施策として医療サービスを提供している。

（参考）最低保障年金の概要

制度の名称	支給対象者・対象年齢	給付水準
最低保障年金	65歳以上の者で、16歳～64歳の間に３年以上国内に居住していた者 ※低所得又は無所得のために所得比例年金が受けられない者又はその額が一定水準（単身者：月額11,394ｸﾛｰﾅ（約125,300円））を下回る者に限る。 ※満額受給するためには、16歳から64歳までの間に国内に40年間居住していることが必要であり、40年に満たない場合は減額される。	最低保障額から所得比例年金の受給額を差し引いた額が給付される。 ※単身者の最低保障額（2015年） ・所得比例年金が月額4,673ｸﾛｰﾅ（約51,400円）以下の場合 ：最低保障額は月額7,899ｸﾛｰﾅ（約86,900円）であり、ここから所得比例年金を差し引いた額が給付される。 ・所得比例年金が月額4,673ｸﾛｰﾅ～11,394ｸﾛｰﾅ（約125,300円））場合 ：最低保障額は所得比例年金の受給額の増加に伴い、月額7,899ｸﾛｰﾅから11,394ｸﾛｰﾅまで一定の割合で増加し、ここから所得比例年金を差し引いた額が給付される。
高齢者生計費扶助	65歳以上の者で、保険料の納付期間が短い又は国内での居住期間が短いため、十分な最低保障年金を満額受給できない者に対して生計費を支給するもの。 ※ 高齢者（年金受給者）に対する住宅手当と併給可能。	

○ 社会手当（主なもの）

制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	給付水準
住宅手当	①高齢者（年金受給者）に対する手当 公的年金を受給する65歳以上の高齢者	月額収入が15,000ｸﾛｰﾅ未満（約165,000円）であること	家賃の額と世帯収入の額等によって決定される。※持ち家の場合、ローン残高と返済期間が勘案される。 単身者の場合：給付上限額 月額5,560ｸﾛｰﾅ(約61,200円・2019年)
	②有子世帯に対する手当 18歳未満の子どもと同居している世帯	家賃の額、稼働人員、子どもの数によって異なる。	家賃の額、世帯収入の額、子どもの数、住居面積などを基に算出される。 ※例えば、月額収入10,000ｸﾛｰﾅ・月額家賃3,000ｸﾛｰﾅ・子１人と同居するカップルが片働き・住居面積100㎡の場合、月額1,100ｸﾛｰﾅ（約12,100円・同上）が給付される。
	③子どもを持たない若年層に対する手当 18歳以上29歳未満の子どものいないカップル	月額収入が7,000ｸﾛｰﾅ以下（約77,000円）であること ※住居の面積は60㎡以内	家賃の額と世帯収入の額等によって決定される。 ※例えば、月額収入7,000ｸﾛｰﾅ・月額家賃3,000ｸﾛｰﾅの場合、月額200ｸﾛｰﾅ（約2,200円・同上）を給付。
児童手当	16歳未満の子	なし	１人の場合：月額1,250ｸﾛｰﾅ（約13,800円・2019年） ２人の場合：月額2,650ｸﾛｰﾅ（約29,200円・同上）
養育費手当	18歳未満の子を扶養するひとり親世帯 ※ 親が養育費が支払わない場合に限る。	なし	月額1,573ｸﾛｰﾅ（約17,300円・2019年） ※養育費の一部が支払われる場合は減額される。

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）等に基づき、社会・援護局保護課において作成　（注）ＯＥＣＤ購買力平価により換算　１クローナ（スウェーデン）＝11円（2018年）

諸外国における公的扶助制度の概要 ④（スウェーデン・その２）

使途	制度の名称	給付水準の設定の考え方・設定方法	設定に際しての参照基準（年金・賃金等）の有無
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	社会扶助	（給付水準の設定方法） 社会サービス法第４章第３条において、社会扶助では合理的な費用が給付されることとされ、保健福祉庁が、最も一般的な世帯の基本的な消費に基づく合理的生活費に基づいて「全国標準額」を設定し、社会サービス規則として発出されている【図表④－１参照】。 実際の給付にあたっては、基礎自治体であるコミューンが全国標準額に基づいて給付水準を決定するが、個々のケースに特別な理由がある場合には、全国標準額より高い水準又は低い水準の給付額とすることができる。 全国標準に含まれていない住居費や電気代等のその他費用（全国標準に含まれる費用は図表④－３参照）は各コミューンの裁量により給付水準が決定される。また、その他の一時的・臨時的な費用である引っ越し費用や葬儀費用等は、受給者の個別の状況に応じて各コミューンの裁量により支給される。 なお、各コミューンによる給付品目及び給付額の決定には、保健福祉庁が発行している「社会サービスハンドブック」及び「経済的支援に関する一般的助言」等が参照されている。 注１）合理的生活費については、消費者庁が価格調査結果に基づき、マーケット・バスケット方式によって毎年算出しているものであり、最低でも贅沢でもない水準を表している。 2018年の場合、2016年に実施した調査結果が用いられている【図表④－２参照】。 注２）マーケット・バスケットに含む品目については、以下の考え方によって選択されているが、住居費、電気代、通勤交通費、歯科治療費、介護サービス費、教育、バカンス、ホテルやカフェレストランでの外食、アルコール飲料、たばこ及び贈答に係る費用は含まれていない【図表④－３参照】。 （マーケット・バスケットに含む品目の考え方） ・調査対象品目とするモノとサービスは、一般的なものと特別なものの双方を考慮する ・世帯人数別のニーズに応じてカテゴリを設定する ・カテゴリ別のニーズを考慮する ・年齢層や男女別に異なるモノとサービスの使用又は所有状況に係る統計及び得られた情報を用いる ・モノとサービスの使用又は所有の利便性や数が世帯ごとに異なることを考慮する ・製品は中古品ではなく、新品を購入することを前提とする ・製品の選択にあたっては、環境への負荷を最大限考慮する 注３）全国標準より低い水準の給付額とする特別な理由について「経済的支援に関する一般的助言」には、「当該個人が緊急事態にあってそれを解消するために一時的な経済的支援のみを必要とする場合、又は全国標準の特定の費用が当該個人に該当しない場合、あるいは当該個人の支出が全国標準を下回る場合」と示されている。 （給付基準の体系） 全国標準額は、月当たりの給付基準額であり、年齢ごとに定められる個人単位の扶助額と人員ごとに定められる世帯単位の扶助額に分かれる【図表④－１参照】。 なお、全国標準額の設定にあたっては、消費者庁による合理的生活費に基づいているが、年齢ごとの個人単位の額及び世帯人員ごとの世帯単位の額についてそれぞれ総額のみを示しており、食費等の個別の項目ごとの基準額は定めていない。	参照基準なし

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託事業）に基づき、社会・援護局保護課において作成　（注）ＯＥＣＤ購買力平価により換算　１クローナ（スウェーデン）＝11円（2018年）

諸外国における公的扶助制度の概要 ④（スウェーデン・その３）

（参考資料）

図表④－１　保健福祉庁による全国標準額（月額）

				2019年
個人単位の扶助（成人）	単身者			3,090
	カップル			5,570
個人単位の扶助（子ども）	昼食個人負担	なし	0歳	2,000
			1-2歳	2,190
			3歳	1,940
			4-6歳	2,120
		あり	0歳	2,130
			1-2歳	2,380
			3歳	2,120
			4-6歳	2,380
			7-10歳	2,990
			11-14歳	3,440
			15-18歳	3,880
			19-20歳	3,910
世帯人数別の扶助	1人			990
	2人			1,100
	3人			1,380
	4人			1,570
	5人			1,810
	6人			2,050
	7人			2,220
	7人以上			+170

図表④－２　消費者庁による１か月当たりの合理的生活費・2019年（クローナ）

●月当たり食費										
年齢	6-11か月	1歳	2-5歳	6-9歳	10-13歳	14-17歳	18-30歳	31-60歳	61-74歳	75歳以上
全て自炊	840	850	1,120	1,580	1,990	2,390	2,620	2,470	2,220	1,970
平日の昼食以外自炊	630	640	860	1,200	1,510	1,820	2,000	1,880	1,690	1,510
●月当たりその他生活費										
年齢	0歳	1-3歳	4-6歳	7-10歳	11-14歳	15-17歳	18-25歳	26-49歳	50-64歳	65歳以上
衣服及び靴	360	470	710	720	720	700	680	660	660	650
余暇	100	270	450	690	730	760	710	690	690	580
携帯電話	-	-	-	170	200	280	370	280	260	170
衛生費	500	640	140	170	250	370	490	490	480	480
若年層の保険料	150	150	150	160	170	180	-	-	-	-
上記計	1,110	1,530	1,450	1,910	2,070	2,290	2,250	2,120	2,080	1,880

●月当たり世帯生活費								
	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
日常消耗品		120	150	230	270	330	390	440
生活什器		610	700	870	960	1,060	1,180	1,270
通信費		1,150	1,200	1,210	1,210	1,220	1,330	1,380
住宅保険料	大都市 (20万人~)	160	180	200	230	250	250	260
	中都市 (5~20万人)	100	110	130	140	140	150	150
	小都市 (5万人未満)	100	100	110	120	130	140	140
上記計	大都市 (20万人~)	2,040	2,230	2,510	2,670	2,860	3,150	3,350
	中都市 (5~20万人)	1,980	2,160	2,440	2,580	2,750	3,050	3,240
	小都市 (5万人未満)	1,980	2,150	2,420	2,560	2,740	3,040	3,230

図表④－３　消費者庁調査のマーケットバスケットに含まれる品目（2018年）

分類	品目の例	価格調査の頻度
食費	年齢層別に30日間における必要な熱量及び栄養素を一日三食で摂取することを想定。一日2～3回のおやつ，お祭りに出かける際の外食，日夜のコーヒー代も勘案	7年毎
衣服及び靴	スポーツを含む日常生活用の衣服，外出用のおしゃれ着，バッグ，腕時計，財布，傘，学童のバックパック等 ※衣服は週1回洗濯することを想定し，クリーニングに出すことは想定になく，衣服等を自宅で縫製することも想定にない	7年毎
余暇	日常の余暇活動，おもちゃ，書籍，雑誌，スキー，自転車，クラブ会費，プール利用費，ゲーム等	7年毎
携帯電話	大手2社のプリペイド式携帯電話料金を参考	1年毎
衛生費	石鹸，歯磨き，スキンクリーム，おむつ，理髪代，髭剃り，成人のデンタルチェック等	7年毎
若年層の保険料	医療及び事故等による傷害の費用を保障する大手民間保険会社2社の保険料。 ※主要な保険会社2社による若年層向け保険金支払金額が統計庁による毎年の物価基礎額に対して30倍となる保険契約を想定して算出	1年毎
日常消耗品	家庭用洗剤，洗濯洗剤，トイレットペーパー，キッチンタオル，ナプキン，電球等	7年毎
生活什器	家具，キッチン用品，テレビ，パソコン等生活に最低限必要の什器をリーズナブルな価格で購入可能な店舗で購入し，賃貸公営住宅の1室に置くことを想定。 ※冷凍庫，食器洗い機，洗濯機は賃貸物件に予め備わっているものとして含まず	7年毎
通信費	ブロードバンド，固定電話，公共放送受信料，新聞代，テレビ番組視聴登録料等　※ 公共放送受信料は2019年1日1日より税方式に移行	1年毎
住宅保険料	居住地の人口別に大都市（人口20万人～），中都市（5～20万人），小都市（～5万人）に分け，世帯人数別に最低必要な寝室数及び合計床面積を規定して算出	3年毎

※ 生活費には、住宅、光熱、交通、歯科治療、介護サービス、教育、バカンス、ホテル・カフェ・レストランでの外食、アルコール飲料及びたばこ、贈答に関する費用は含まない。

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託事業）に基づき、社会・援護局保護課において作成

諸外国における公的扶助制度の概要 ⑤（イギリス・その１）

○ 公的扶助（主なもの）

使途	制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	資産の保有限度	給付水準
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	ユニバーサル・クレジット（UC） ※支給対象者の属性に応じて個々に設けられていた各種の公的扶助のうち、稼働年齢層を対象とした扶助を2013年に統合したもの。 ※現在も移行期間中であり、2023年までには移行を完了するとしている。 ※統合前の各種公的扶助の制度概要は６頁を参照。	稼働能力を有する18歳以上年金受給開始年齢未満の者 ※16～17歳でもひとり親家庭や障害を有する者は支給対象となる。 ※障害者などの稼働能力を有さない者については、雇用支援給付の支給対象となる。	世帯収入が給付基準額（基礎額と付加額の合計額）を下回っていること ※受給者は現金給付を受けるとともに求職活動を行うことがが求められる。 ※正当な理由なしに求職活動を行わない場合、支給停止等の措置が課される。	貯蓄等の資産額が16,000ポンド（約232万円）以下であること ※資産額が6,000ﾎﾟﾝﾄﾞ（約87万）を超える場合、超過250ﾎﾟﾝﾄﾞにつき月4.35ﾎﾟﾝﾄﾞの所得として認定される。 ※資産に自宅住居は含まれない。	[基礎額] 単身者 ・25歳未満：月額251.77ポンド(約36,500円・2019年) ・25歳以上：月額317.82ポンド(約46,100円・同上) カップル ・両者とも25歳未満：月額395.20ポンド(約57,300円・同上) ・どちらか25歳以上：月額498.89ポンド(約72,300円・同上) ※他の社会保障給付は不労所得とみなされ、給付基準額から減額される。また、就労収入が一定の額を超える場合には、超過した額の63%が減額される。 ※給付水準は原則として既存制度と同等になるものとされており、基本額は所得補助及び求職者手当、児童加算は児童税額控除、児童扶養加算は就労税額控除の保育費用部分、住宅加算は住宅手当の水準にそれぞれ該当する。
	主な加算 [付加額]	①児童加算：1人目 月額277.08ﾎﾟﾝﾄﾞ(約40,200円・2019年)、2人目以降 月額231.67ﾎﾟﾝﾄﾞ(約33,600円・同左) ※児童が障害を有する場合には、障害の程度に応じて月額126.11ﾎﾟﾝﾄﾞ(約18,300円・2019年)～ 392.08ﾎﾟﾝﾄﾞ(約56,900円・同左)を上乗せ。 ②児童扶養加算：保育費用の85%まで ※子どもが1人の場合 月額646.35ﾎﾟﾝﾄﾞ(約93,700円・2019年)、2人以上の場合 月額1,108.04ﾎﾟﾝﾄﾞ(約160,700円・同左)を上限とする。 ③就労能力加算：本人が障害や健康上の問題を有する場合、その程度に応じて月額126.11ﾎﾟﾝﾄﾞ(約18,300円・2019年)～336.20ﾎﾟﾝﾄﾞ(約48,700円・同左)を上乗せ。 ④介護者加算：月額160.20ポンド(約23,200円・2019年) ⑤住宅加算：住宅手当と同額			
	年金クレジット(PC)	年金受給開始年齢以上の者 ※2019年現在の受給開始年齢は65歳（今後段階的に68歳まで引上げる予定）	世帯収入が最低保証額を下回っていること。	なし ※ただし、資産額が6,000ﾎﾟﾝﾄﾞ(約87万円)を超える場合は、超過500ﾎﾟﾝﾄﾞにつき週１ﾎﾟﾝﾄﾞの所得として認定される。 ※資産に自宅住居は含まれない。	最低保証額（保証クレジット） 単身者　：週額167.25ポンド（約24,300円・2019年） カップル：週額255.25ポンド（約37,000円・同上） ※世帯収入と最低保証額との差額が支給される。
特定の需要に対応する給付	寒冷手当	公的扶助（ＵＣ、ＰＣ、ＩＳ、Ｉ-ＪＳＡ、Ｉ-ＥＳＡ）を受給している者	独自の要件なし ※各公的扶助の要件を満たす必要がある。	同左	11月1日から３月31日までの間に気象庁が厳寒であると判断した場合に、週当たり25ポンド（約3,600円）給付される。

※ 義務教育に必要な学用品費や医療サービスの費用に対する低所得者向けの公的扶助制度はなく、医療については税財源による国民保健サービスによって国民全体を包括する医療サービスが提供されている。

○ 社会手当（主なもの）

制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	給付水準
住宅手当	年金受給開始年齢以上の者 ※若年者については、ＵＣの住宅加算として給付	世帯収入が給付基準額を下回っていること。 ※預貯金が16,000ポンド以下であること。	一律の給付基準額は定められておらず、居住地域や部屋数を考慮した~~地域別の~~参照家賃が上限額となる。
児童手当	16歳未満の子ども	なし ※年収が50,000ポンドを超える場合は税が上乗せされる。	１人目：週20.70ポンド（約3,000円） ２人目以降、１人ごとに週13.70ポンド（約2,000円）

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）等に基づき、社会・援護局保護課において作成　（注）ＯＥＣＤ購買力平価により換算　１ポンド（イギリス）＝145円（2018年）

諸外国における公的扶助制度の概要 ⑤（イギリス・その２）

使途	制度の名称	給付水準の設定の考え方・設定方法	設定に際しての参照基準の有無
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	ユニバーサル・クレジット	（給付額の改定） ユニバーサル・クレジットなどの各種給付（年金クレジットを除く）については、2011年度以降、前年９月までの１年間の消費者物価指数の上昇率に基づいて改定を行うことが原則とされている（2011年度以前は小売物価指数から家賃等の住宅関連費用を除いた指標が用いられていた）。 ただし、2013年度の予算審議において、多くの就労世代向けの給付水準の改定については、今後３年間（2013年度から2015年度）の改定率を「＋１％」に抑制することとされた。さらに、2016年３月に成立した2016年福祉改革労働法において、2016年度から2019年度までの４年間については、改定を凍結する方針を定めている【図表⑤－３参照】。 また、年金クレジットの最低保障額の改定については、前年７月までの１年間の賃金上昇率を下回らないこととされている。 （給付基準の体系） ユニバーサル・クレジットは、「基礎額」と「付加額（加算）」から構成されている。 このうち、基礎額については、「単身者」か「カップル」及び「25歳以上」か「25歳未満」かの組み合わせにより給付基準額が決められており、また、付加部分については、「子どもの数」「障害の有無」「介護の有無」「家賃の有無」などの要素によって、それぞれの要素に該当する場合に給付基準額に上乗せされる【図表⑤－４参照】。 （給付額の上限設定） ユニバーサル・クレジットの給付額とその他の手当の合計額が一定の上限を超えないように調整される（住宅手当も同様の上限適用あり）。 ただし、勤労能力が限られている場合や障害者向けの給付を受給している場合などは上限が適用されない【図表⑤－５参照】。 ※ 上限設定に該当する手当：所得補助、求職者手当、雇用支援給付、児童税額控除、住宅手当、児童手当、重度障害者手当　等	参照基準なし

（参考）ユニバーサル・クレジットへの統合が進められている給付制度の概要

制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	資産の保有要件	給付水準
所得補助 (IS)	16歳以上年金受給開始年齢未満の者 ※求職者手当及び雇用支援給付の対象者は除外されるため、①子どもの養育や家庭内介護等のために就労できない者や、②週あたりの就労時間が16時間未満である者が主な対象者となる。	世帯収入が給付基準額を下回っていること	貯蓄等の資産額が16,000ﾎﾟﾝﾄﾞ（約232万円）以下であること ※6,000ﾎﾟﾝﾄﾞを超える場合、超過250ﾎﾟﾝﾄﾞにつき１ﾎﾟﾝﾄﾞの所得に認定	単身　・25歳未満：週57.90ﾎﾟﾝﾄﾞ（約8,400円・2019年） ・25歳以上：週73.10ﾎﾟﾝﾄﾞ（約10,600円・同上） ｶｯﾌﾟﾙ　・両者18歳未満：週57.90ﾎﾟﾝﾄﾞ（約8,400円・同上） ・両者18歳以上：週114.85ﾎﾟﾝﾄﾞ（約16,700円・同上）
主な加算	①障害者加算：単身の場合 週34.35ﾎﾟﾝﾄﾞ（約5,000円・2019年）、カップルの場合 週48.95ﾎﾟﾝﾄﾞ（約7,100円・2019年） ②高度障害者加算：単身の場合 週65.85ﾎﾟﾝﾄﾞ（約9,500円・2019年）、カップルの場合 週131.70ﾎﾟﾝﾄﾞ（約19,100円・2019年）			
所得調査制 求職者手当 (I-JSA)	稼働能力を有する18歳以上年金受給開始年齢未満の者 ※求職中で週あたりの就労時間が16時間未満である者	いずれも所得補助と同じ ※受給者は求職活動を行うことが求められ、正当な理由なしに求職活動を行わない場合、支給停止等の措置が課される。		所得補助と同じ
無拠出制 雇用支援給付 (I-ESA)	病気や障害により稼働能力が制限される16歳以上年金受給開始年齢未満の者	いずれも所得補助と同じ		所得補助と同じ ※障害の程度によって一定額が加算される。
就労税額控除 (WTC)	一定時間以上就労している25歳以上の者 ※16歳から24歳で子どもがいる場合や障害を有する場合も支給対象となる。 ※25歳以上は週30時間以上、子どもがいる場合等は週16時間以上の就労が要件。	世帯収入が課税最低限を下回っていること	なし ※控除額算定のための資力調査あり	基礎控除額：年1,940ポンド（約281,300円・2014年） ※30時間以上就労している場合は年800ポンド（約116,000円・同上）を加算 ※障害状態や保育費用などによる加算もあり
児童税額控除 (CTC)	16歳未満の子どもを扶養する低所得世帯 ※就労税額控除との併給可	世帯収入が等価可処分所得の中央値の60%以下	なし ※控除額算定のための資力調査あり	家族要素：年545ポンド（約79,000円・2014年） 児童要素：１人につき年2,750ポンド（約398,800円・同上）
住宅手当 (HB)	賃貸住宅に居住する16歳以上の者	いずれも所得補助と同じ		一律の基準額は定められておらず、居住地域や部屋数を考慮した地域別の参照家賃が上限額となる。

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）等に基づき、社会・援護局保護課において作成　（注）ＯＥＣＤ購買力平価により換算　１ポンド（イギリス）＝145円（2018年）

諸外国における公的扶助制度の概要 ⑤（イギリス・その３）

（参考資料）

図表⑤－１　英国における日本の公的扶助に概ね相当する制度【抜粋】

英国の制度	拠出・無拠出	現在の対象者	日本の制度
普遍的給付制度（UC）	無拠出	低所得の就労者	生活扶助
年金クレジット（PC）	無拠出	低所得の高齢者	
所得補助（IS）	無拠出	重度障害者加算の受給者	
求職者手当（JSA）	拠出（失業手当に相当）	失業者	
雇用支援給付（ESA）	拠出（障害年金に相当）	障害者	
寒冷手当（CWP）	無拠出	低所得者	
住宅手当（HB）	無拠出	低所得者	住宅扶助

図表⑤－２　英国における低所得政策の沿革【抜粋】

年月	できごと
1999	最低所得保障制度（Minimum Income Guarantee）を導入
2003	最低所得保障制度を廃止し、年金クレジット（PC）を導入
2008	就労不能給付（INCAP）を廃止し、雇用支援給付（ESA）を導入
2009	所得補助（IS）を廃止
2013	普遍的給付制度（UC）及び給付上限額（Benefit cap）導入
2015	就労税額控除の削減
2016	普遍的給付制度（UC）予算30億ポンド削減

図表⑤－３　就労世代向け付の週当たり基準給付額及び前年比改定幅の推移（ポンド）

年度		所得補助 (IS)、所得調査制求職者手当 (I-JSA)、雇用支援給付 (ESA) 個人手当額			普遍的給付制度 (UC) 基本手当額			CPI (消費者物価指数)
		25歳未満単身者	25歳以上単身者	18歳以上のカップル	25歳未満単身者	25歳以上単身者	25歳以上のカップル	
2010	週給付額	51.85	65.45	102.75	..	..	..	
	前年比	+1.8%	+1.8%	+1.8%	..	..	..	+1.1%
2011	週給付額	53.45	67.50	105.95	..	..	..	
	前年比	+3.1%	+3.1%	+3.1%	..	..	..	+3.1%
2012	週給付額	56.25	71.00	111.45	..	..	..	
	前年比	+5.2%	+5.2%	+5.2%	..	..	..	+5.2%
2013	週給付額	56.80	71.70	112.55	56.80	71.70	112.55	
	前年比	+1.0%	+1.0%	+1.0%	..	..	..	+2.2%
2014	週給付額	57.35	72.40	113.70	57.35	72.40	113.70	
	前年比	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+2.7%
2015	週給付額	57.90	73.10	114.85	57.90	73.10	114.85	
	前年比	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+1.2%
2016	週給付額	57.90	73.10	114.85	57.90	73.10	114.85	
	前年比	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	-0.1%
2017	週給付額	57.90	73.10	114.85	57.90	73.10	114.85	
	前年比	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+1.0%
2018	週給付額	57.90	73.10	114.85	57.90	73.10	114.85	
	前年比	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+3.0%
2019	週給付額	57.90	73.10	114.85	57.90	73.10	114.85	
	前年比	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+2.4%

図表⑤－４　ユニバーサル・クレジットの給付基準体系（2019年）

UC給付額の構成要素		要件	月額給付額又は加算額
基本手当		25歳未満の単身者	£ 251.77
		25歳以上の単身者	£ 317.82
		双方25歳未満のカップル	£ 395.20（各人）
		片方25歳以上のカップル	£ 498.89（各人）
各種加算	子ども	1人目	£ 277.08
		2人以上1人につき	£ 231.67
	障害児	重度障害	£ 392.08
		重度障害でない場合	£ 126.11
	保育費	保育施設等の費用を要する場合	費用の85%（1人 £ 646.35、2人以上 £ 1,108.04を上限）
	稼得能力の制限	障害等により就労・求職活動共に支障がある場合	£ 336.20
		障害等により就労に支障がある場合	£ 126.11
	障害者の介護費	週35時間以上介護を受ける重度障害者で障害者関連手当の受給者	£ 160.20
	住宅費	賃貸住宅に居住している場合	住宅手当と同水準の金額

図表⑤－５　ＵＣの給付額の上限設定額（ロンドン・2016年以降）

世帯構成	週当たり上限設定	年あたり上限設定
単身者	£ 296.35（約43,000円）	£ 15,410（約223万円）
カップル・ひとり親	£ 442.31（約64,100円）	£ 23,000（約334万円）

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）等に基づき、社会・援護局保護課において作成　（注）ＯＥＣＤ購買力平価により換算　１ポンド（イギリス）＝145円（2018年）

諸外国における公的扶助制度の概要 ⑥（フランス・その１）

○ 公的扶助（主なもの）

使途	制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	資産の保有限度	給付水準
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	積極的連帯所得 （RSA）	25歳以上の者 ※25歳未満で子どもを扶養している者及び18歳～24歳の者で申請前の３年間のうち２年間就労している者も支給対象となる。 ※高齢者連帯手当や成人障害者手当の方が給付水準が高いため、高齢者・障害者は支給対象外となっている。	世帯収入が世帯保障所得を下回っていること。 ※世帯収入 ：世帯の勤労所得＋家族手当等の社会給付＋家賃相当額 ※世帯保障所得 ：給付基準額【図⑥－２参照】＋世帯の勤労所得合計の62%	なし ※資産を活用して収入を得ている場合、その分は収入として認定される。	[給付基準額] 単身者 ：月額559.74ユーロ（約73,300円・2019年） ひとり親（子ども１人の場合） ：月額958.37ユーロ（約125,500円・同上） カップル（子どもなしの場合） ：月額839.61ユーロ（約101,000円・同上） ※世帯保障所得から世帯収入を差し引いた額を給付。
	連帯特別手当 （ASS）	失業保険から最長３年支給される雇用復帰支援手当(ARE)の受給期間が満了しており、失業保険の対象とならない長期失業者 ※申請前の過去10年間のうち、５年間就労していることが必要となる。	世帯収入が以下の額を下回っていること。 ・単身の場合 ：月額1,171.80ユーロ（約153,500円） ・カップルの場合 ：月額1,841.40ユーロ（約241,200円）	なし	単身者 ・月額収入669.60ユーロ未満の場合 ：502.20ユーロ（約65,800円・2019年） ・月額収入669.60ユーロ～1,171.80ユーロの場合 ：1,171.80ユーロ（約153,500円・同上）から月額収入を差し引いた額
	高齢者連帯手当 （ASPA）	65歳以上の高齢者であり、年金を積み立てていない者又は又は年金や諸手当を含めても所得が一定額に満たない者	世帯収入が給付上限額を下回っていること。	なし	[給付上限額] 単身：月額868.20ユーロ（約113,700円・2019年） 配偶者と同居 ：月額1,347.88ユーロ（約176,600円・同上） ※給付上限額から世帯収入を差し引いた額が支給される。
	成人障害者手当 （AAH）	疾病保険から支給される障害年金の支給要件を満たさず、障害の程度が一定以上である20歳以上の障害者	世帯収入が給付上限額を下回っていること。	なし	[給付上限額] 単身：月額860ユーロ（約112,700円・2019年） カップル：月額1,625.4ユーロ（約212,900円・同上） ※給付上限額から世帯収入を差し引いた額が支給される。
医療サービスの費用	普遍的疾病保護 （PUMA）	疾病保険（医療保険）に加入していない者	なし	なし	現物給付 ※一定の所得以下の者を対象に、医療費の自己負担分を補填するための制度として、普遍的疾病保障補足制度（CMU-C）が設けられている。

※ 義務教育に必要な学用品費やアパート等の家賃費用に対する、低所得者向けの公的扶助制度はない。

○ 社会手当（主なもの）

制度の名称	支給対象者・対象年齢	所得要件	給付水準
家族住宅手当	家族手当や家族支援手当などを受給している者　等	独自の要件はなし ※他制度の要件等を満たすこと	世帯収入、世帯人員及び家賃等の組み合わせによって個別に設定される。
家族手当	第２子以降の20歳未満の児童を扶養する世帯	なし	子２人の場合 ・年額収入68,217ユーロ未満の場合：月額131.55ユーロ（約17,200円・2019年） ・年額収入68,217ユーロ～90,926ユーロの場合：月額65.78ユーロ（約8,600円・同上） ・年額収入90,926ユーロ以上の場合：月額32.89ユーロ（約4,300円・同上） ※子どもの数と世帯収入に応じて給付額を設定し、子どもが14歳以上の場合には一定額を加算。
家族支援手当	両親の一方又は双方がいない子どもを扶養する世帯	なし	月額115.64ユーロ（約15,100円・2019年）

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）等に基づき、社会・援護局保護課において作成　（注）ＯＥＣＤ購買力平価により換算　１ユーロ（フランス）＝131円（2018年）

諸外国における公的扶助制度の概要 ⑤（フランス・その２）

使途	制度の名称	給付水準の設定の考え方・設定方法	設定に際しての参照基準（年金・賃金等）の有無
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	積極的連帯所得（RSA）	（給付額の改定） 給付額の改正については、消費者物価の上昇率に基づいて毎年４月に行っている。 具体的には、２か月前に公表される過去12ヶ月間におけるタバコを除く消費者物価指数の上昇率を用いており、社会扶助家族法典第L262-3条に基づき、上院財政委員会における予算審議を経ることとされている。 なお、政府は2013年に貧困対策の一環として、積極的連帯所得（RSA）の給付予算を今後５年間で10%伸ばすこととし、RSAの給付基準額の改定率を法定最低賃金（SMIC）及び消費者物価指数の変動率よりも緩やかに設定する方針としたことから、翌年度からの消費者物価指数の下落局面においても給付基準額はプラス改定された【図表⑥－３参照】。 ※ 積極的連帯所得（RSA）は、2008年に参入最低所得（RMI）とひとり親手当（API）を統合したものであり、RMIの給付基準額は税・社会保障の掛金拠出を控除した法定最低賃金（純SMIC）の50%とされていた。 注１）参入最低所得（RMI） 稼働年齢の生活困窮者を主な対象者とする最低所得保障制度であり、子ども等扶養家族がある場合は人数に応じて加算された。 注２）ひとり親手当（API） 配偶者と離別してひとり親となった日から１年間又は末子が３歳になるまでの有期の最低所得保障制度。 （給付基準の体系） 給付基準額は、社会扶助家族法典第L262-2条及びL262-3条に基づく「RSA給付額の再評価に関する政令」により単身者の給付基準額として示され、その他の世帯の基準額については、単身者の基準額を100として、世帯構成別に定められた倍率を掛けたものとして設定される。【図表⑥－４参照】 この倍率は、RSAに統合された元の制度の水準を維持できるように設定されており、単身者とカップルについては、参入最低所得（RMI）の創設時に設定された倍率が、ひとり親については、給付基準額がひとり親手当（API）と同水準となる倍率が設定されている。これらの倍率は社会保障法典R262-1条に規定されており、倍率の見直しは実施されていない。	参照基準なし

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）等に基づき、社会・援護局保護課において作成　（注）ＯＥＣＤ購買力平価により換算　１ユーロ（フランス）＝131円（2018年）

諸外国における公的扶助制度の概要 ⑥（フランス・その３）

（参考資料）

図表⑥－１　フランスにおける低所得者政策の沿革

年	低所得者政策の沿革
2000	CMU（普遍的疾病保障）の創設により医療扶助を廃止
2004	AVTS（高齢被用者手当）、AVTNS（高齢非被用者手当）、ASV（老齢特別手当）、老齢連帯基金に基づく補足手当を、ASPA（高齢者連帯手当）に一本化
2008	RSA（積極的連帯収入）を法制化
2009	フランス本土のRSA実施に伴いRMI（参入最低収入）及びAPI（ひとり親手当）を廃止
2010	18～25歳の若年失業者を対象としたRSA jeune actif を開始
2016	就労RSA及びPPE（雇用のための手当）を活動手当（Prime d'activité）に変更

注１）疾病保険は職域加入のため，職域に属さない者が一般制度加入者と同等の保健サービスが受けられるようにCMUが創設され、さらに、2016年に導入されたPuma（普遍的疾病保護）により正規にフランスに居住する全ての者の医療アクセスが保障されることとなった。

注２）RSAは創設当初、RMIとAPIの流れをくむ最低生活保障としての基礎RSAと就労しているが勤労所得が非常に低い者に対して給付される就労RSAから構成されていたが，2016年1月に就労RSAに代えて活動手当が創設された。

図表⑥－２　2019年4月以降のRSA給付基準額（月額）

	子ども・被扶養者の数	単身者	ひとり親	カップル
単身者	－	559.74	－	－
ひとり親	妊娠中	－	718.78	－
	子ども1人	839.62	958.37	－
	子ども2人	1,007.55	1,197.97	－
	子ども1人増えるごと	223.89	239.59	－
カップル	子どもなし	－	－	839.61
	子ども1人	－	－	1,007.53
	子ども2人	－	－	1,175.45
	子ども1人増えるごと	－	－	223.90

注）配偶者と死別又は離婚等の事象により、ひとりで子どもを扶養している場合（妊娠中を含む）、一定期間に限り、「ひとり親」の給付基準額が適用され給付額が加算される。ただし、下記の要件に該当しない期間については、子どもの人数に応じた「単身者」の給付基準額が適用される。

・ひとり親となった事象の発生時点で子どもが３歳以上の場合
　→ ６ヶ月以内に申請を行った場合は、事象発生時以降18か月間のうち12か月間適用される。

・ひとり親となった事象の発生時点で子どもが３歳未満の場合
　→ 子どもが３歳に達するまで適用される。

図表⑥－３　RSA（2009年まではRMI）基準額の推移

	年	基準額	前年比	改定率
RMI	2007年	€ 441	€ 7.80	1.80%
	2008年	€ 448	€ 7.05	1.60%
	2009年	€ 455	€ 6.72	1.50%
RSA	2010年	€ 460	€ 5.46	1.20%
	2011年	€ 467	€ 6.90	1.50%
	2012年	€ 475	€ 7.94	1.70%
	2013年	€ 483	€ 8.31	1.75%
	2014年	€ 499	€ 16.07	3.30%
	2015年	€ 524	€ 14.87	2.90%
	2016年	€ 535	€ 10.80	2.10%
	2017年	€ 545	€ 10.31	1.92%

図表⑥－４　RSA給付基準額の展開方式

	子ども・被扶養者の数	単身者	ひとり親	カップル
単身者	－	100.0%	－	－
ひとり親	妊娠中	－	128.4%	－
	子ども1人	150.0%	171.2%	－
	子ども2人	180.0%	214.0%	－
	子ども1人増えるごと	40.0%	42.8%	－
カップル	子どもなし	－	－	150.0%
	子ども1人	－	－	180.0%
	子ども2人	－	－	210.0%
	子ども1人増えるごと	－	－	40.0%

出典：ＷＩＰジャパン株式会社「諸外国における低所得者施策の調査研究報告書」（平成30年度厚生労働省社会・援護局委託研究）、みずほ情報総研株式会社「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」（平成26年度厚生労働省社会・援護局委託研究）等に基づき、社会・援護局保護課において作成